

【研究ノート】

アメリカにおける男女別学の合憲性の検討

性差別の比較憲法学的考察

The Examination of the Constitutionality of Sex Segregation in Education in the United States

A Comparative Constitutional Study of Sexual Discrimination

野田元樹

NODA, Motoki

キーワード：合衆国最高裁判所；州立女子大学；司法審査；個人の尊厳；日本国憲法

Received: 2020. 1. 24

1. はじめに

先に拙稿¹⁾において、日本における男女別学校の合憲性について、国公立女子大学を中心に論じた。公立男女別学校について、日本の戦後教育改革期に、当時、日本を占領していたアメリカは、結局それを一部許容したが、それではアメリカ本国ではどう考えられているのであろうか。特に男女別学が合憲なのか、違憲なのか。裁判所がどのような理由でどう判断してきたのか。アメリカでの別学事情²⁾、およびそれへの法的評価についても要点列挙的にまとめたうえで、日本における教育制度論上の課題について、提言を含め、重点的かつ明瞭簡潔にまとめたい。ただし、紙面制限の関係上、判例や学説、司法制度論に係る記述の濃淡は避けられない。

2. アメリカにおける男女別学の歴史

アメリカでも当初は、女性に教育は不要という段階から始まり、独立戦争後に、女性には女性にふさわしい教育を、という考え方が生じ、それ以来、長い間、男女別学校は存在してきた。最初の男女共学公立高校が誕生したのは1847年であった。そして、それに続くその一般化、1930年代の大学共学化の動きも財政的な理由によるものであったという。合衆国最初の共学大学は、1837年のOberlin大学である。

私立名門大学では、女子の入学を認めず、それに対応するかのように女子大学が設置されてきた。だが、1960年代から1970年代初頭には東部アイビーリーグをはじめとする名門大学がようやく女子にも門戸を開くようになり、そのころから女子大学の入学志願者が減少し始めたという³⁾。

女子大学は、共学化されなかった難関の女子教養カレッジと、幼児教育や社会福祉などの専門家を養成するような比較的入りやすい女子職業・教養カレッジに二極分化する傾向にあるという⁴⁾。米国の教育改正法第9編(1972年)⁵⁾は、高等教育につき、原則として性に基づく差別を禁止した。ただし、入学に関しては、私立学校が適用除外されているほか、「設立以来伝統的継続的に一方の性の学生のみに入學を認めてきた公立大学教育機関」も適用除外されている。

また、初等中等教育については、1974年教育機会均等法(The Equal Educational Opportunities Act of 1974)⁶⁾でも、男女別学については、あいまいな表現がなされた。

3. ミシシッピ州立女子大学対ホーガン事件 —州立女子大学の違憲性—

しかし、合衆国最高裁判所(連邦最高裁判所)は1982年にミシシッピ州立女子大学対ホーガン事件(MISSISSIPPI UNIVERSITY FOR WOMEN v. HOGAN)判決において、5対4の僅差ながら、州立女子大学を違憲とした。ここでこの事件の概要⁷⁾を見てみよう。

ミシシッピ州には、当時、8つの公立総合大学と16の公立短期大学があった。ミシシッピ州立女子大学(Mississippi Univ. for Women=MUW)⁸⁾を除いて、それらはすべて共学である。

MUWは、1884年にミシシッピ州が設立した白人女子教育のためのミシシッピ産業専門学校・単科大学を前身とする。MUWは、1971年に2年制の看護学校を設立し、1974年には4年制の学士課程を設け、その後、大学院課程をも設置しているのである。

本件の被上告人であるジョー・ホーガンは、公認の看護師で、1974年以来、MUW看護学校のあるコロンバスの医療センターで、看護監督者として働いている。ただし、ホーガンは、看護の学士号を持っていなかった。そこで、ホーガンは、1979年に、学士号取得のためMUW看護学校の学士課程への入學を志願した。MUW看護学校は、ホーガンの性を理由に彼の入學を拒否した。

MUW看護学校は、男性の聴講生は認めているが、入學は女子のみに限っている。ミシシッピ州は、MUW看護学校のほかに、ジャクソン市、ハッティスバーグ市に、共学の州立看護学校を設立している。しかし、その2校は、被上告人の住所からは非常に遠いのであった。

ホーガンは、ミシシッピ州北部地区の連邦地方裁判所に、女子しか入學を認めないMUW看護学校の入學許可方針はアメリカ合衆国憲法修正14条⁹⁾の平等条項に違反する性差別であることを理由に、そのような入學許可方針に対する宣言判決と、差し止めの救済、金銭賠償を求めた。

それに対し、同裁判所は、合理性の基準¹⁰⁾のテストを用いて、MUW看護学校の入學許可方針を合憲とし、訴えを棄却した。

ホーガンは、連邦控訴裁判所に控訴した。同裁判所は、中間審査のテストを用いて、すべての市民に教育の機会を供給することの州の重要な利益を認めつつも、その利益と州が女性のみに教育の機会を供給することとの実質的関連性が立証されていないとして、MUW

看護学校の入学許可方針を違憲と判示した。被控訴人である MUW が連邦最高裁判所に上告したのが本件である。

判決で、オコナー判事は法廷意見として、1976 年の性差別事例であるクレイグ対ボーレン事件(Craig v. Boren)¹¹⁾以来の審査基準、すなわち中間審査基準が今回の事例でも妥当することを確認し、重要な目的と、その目的と手段との間の実質的関連性を、この差別を支持する当事者が立証すべきであるとしたのである。

なお、Craig v. Boren は、オクラホマ州法は、アルコール度の少ないビールの販売について、21 歳未満の男性には禁止しながら、18 歳以上の女性は購入可能としたということが争点となったものである。

州政府は、この州法は交通安全のためであり、18 歳以上 21 歳未満の男性については 2% が飲酒運転で摘発されているのに対し、同じ年代の女性はわずかに 0.18%に過ぎないとする統計などを示した。

判決は、性差別を正当化するには重要な政府目的と、採られた手段がその目的に実質的関連性を有することが必要と判示した。

本法は明らかにこれらの要件を満たさないとした。

そもそも、この法律の前提には、アルコール度の少ないビールは飲酒運転で摘発されない程度のものという認識があり、さらに 2%が摘発されているから残りの 98%の人に対しても禁止することも含め、交通安全促進を達成するための手段として十分な関連性がなく正当化できないとしている。

さて、MISSISSIPPI UNIVERSITY FOR WOMEN v. HOGAN 事件では、上告人（大学側）は、このような性別による入学制限は、女性に対する過去の差別を補うための教育上のアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）¹²⁾であると主張したが、法廷意見は、次のように述べて、この主張をしりぞけた。

「この州法が、女性ではなく男性を差別していることは、州法を司法審査から免除したり、審査基準を格下げしたりするものではない」

「性別に基づく分類の合憲性を決定するテストは、簡明であるが、適用に当たっては、男女の役割および能力についての固定観念から自由でなければならない。立法目的それ自体が、古風でステレオタイプの観念の反映か否かを探るために注意を払わなくてはならない」

「州の目的が正当かつ実質的であれば、次に、目的と手段との間の必要な直接的かつ実質的関連性が存在するか否かが決定される。こうした密接な関連性を要求する目的は、分類の合憲性の決定が、男女の特有の役割に関する伝統的でしばしば不正確な前提ではなく、論理的な分析を通じてなされることを確保することである」¹³⁾

そして、制限の真の目的は「看護を女性の排他的な仕事と見る、ステレオタイプの見方を永続されるというものである」とした¹⁴⁾。しかも、本件は目的と手段との間に実質的関連性もないと法廷意見は述べた。

事例は、男性の入学を制限しているという点で、女性の権利を差別するという典型的な女性差別事件ではない。しかし、中間審査が確立された Craig 判決が男性差別の事例であつ

たように、そのことが審査基準を下げる要因にはならなかった。もちろん、本件も看護は女性の仕事という偏見が背後にある以上、男性差別か、女性差別か、の区別はあまり意味がないのかもしれない。

判決は、看護学校に関するものであり、その特殊性を強調し、判決の射程を限定しようとする見解もあるが、判決理由の一般化が可能な判決であろう。女性の入学を認めない州立士官学校が、憲法修正 14 条の平等保護条項に違反するとされた事例¹⁵⁾もある。

一方で、揺り戻しの動きもある。新自由主義的思想に基づき、2002 年の大統領署名で成立した「落ちこぼれ防止法」(No Child Left Behind Act)¹⁶⁾により、「落ちこぼれ防止」の名のもと、州や学区の裁量が大幅に拡大され、公立における男女別学も許容されるに至っているのである。

4. 別学の正統性の根拠について考える

別学を正当化する根拠の一つとして挙げられる「分離すれども平等」の法理¹⁷⁾は、人種別学が問題となったブラウン対トピカ教育委員会事件 (Oliver Brown v. Board of Education of Topeka) において、1954 年、連邦最高裁は、分離された教育施設は、本質的に不平等であると判断したのである¹⁸⁾が、この法理が性別におよばないのかという疑問がある。

男女別学の許容が、女性を競争から回避させ、第二次的地位に甘んじさせる悪循環を生じさせていることも考えられよう。

「女性の場所」に留め置くための一種のパターナリズムであるとの指摘も提起されている。

今日、高等教育において性別に関するアファーマティブ・アクションがなお必要かにも疑問が呈されている。

雇用差別を放置して高等教育に手を付けているという点にも疑念はあろう。

また、教育の多様性という主張には、それはステレオタイプの永続化が目的であり、男女は異なる学校で教育すべきだということの言い換えに過ぎないのではないかという疑問や、別学制は男女ともに選択可能な学校数を減らし、かえって多様性に寄与していないという批判もなりたちうるであろう。

そして、連邦最高裁も中間審査基準¹⁹⁾の下で別学制を違憲と判示したことは、この審査を通過する重要な目的と実質的手段の組み合わせが発見されていないことを示しているように思われる。ましてや、やむにやまれぬ目的と必要最小限の手段の発見はさらに困難になろう。

日本で同様の問題に結論を下す時にも、性差別事例の審査基準として合理性の基準²⁰⁾が妥当するのではないとすれば、合憲論を支える論拠は相当苦しいことを、アメリカでの議論は示唆しているのではないかと思われる。

5. アメリカにおける違憲立法審査制度について

なお、アメリカでは、1803 年のマーベリー対マディソン事件 (Marbury v. Madison)²¹⁾によって、司法裁判所が違憲立法審査権を持つことが判例上宣言され、憲法上の制度として確立している。この時から、多民族社会の要である「平等権」を最終的に連邦および州の政治権力による侵害から担保し、立憲主義を保障するものは連邦最高裁判所となった。かくして「平等権 (=法の平等保護)」に関して、連邦最高裁判所がなす司法審査は、人種問題などに対する政策実現を立憲主義の枠内にとどめる極めて重要な意味を持つようになった。

6. 最後に—日本の司法審査制とわが国の男女別学に係る考察—

最後に、日本における状況を簡潔かつ要点列挙的に整理し、今後の展望をまとめたい。

日本国憲法下における裁判所も、日本国憲法第 81 条で「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定められ、最高裁判所以下の裁判所が違憲審査権を有することを明らかにしている。憲法 81 条はアメリカ型の付随的違憲審査制 (司法審査制) を採っていると解するのが通説である²²⁾。

日本の裁判所において、男女別学校の差別性が問われた裁判例は存在しないが、拙稿²³⁾で指摘したように、今後、「国公立女子大学」や国公立の男女別高等学校など違憲性を日本国憲法 14 条²⁴⁾や 26 条²⁵⁾を根拠として、訴訟として争われるケースが出てくる可能性が十分ありうると思慮されるものであり、LGBT (セクシャルマイノリティ) など多様な性などの在り方は憲法 13 条²⁶⁾からも「個人の尊厳」として認められるべきであり、政策的にも性などにとらわれず誰もが学べる環境整備、すなわち全大学、全教育機関の共学化を進めることが、国公立を問わず、求められていくであろう。

なお、別学の中には、校門の中での男女別学も含まれよう。男女別クラス編成²⁷⁾や男女別の教科もまた同様に違憲の疑いが濃いものといえよう。中学校では、1958 年の学校教育法施行規則の一部改正により、「技術・家庭科」²⁸⁾が生まれ、高等学校でも 1960 年から「家庭一般」が女子のみ必修となって事実上の男女別教科編成がなされた。多くの批判や、女子差別撤廃条約批准²⁹⁾などのため、1989 年の学習指導要領改訂³⁰⁾でこのような状況には終止符が打たれた³¹⁾。

しかし、以上のようなことに対しても、憲法上也当然と考える論者³²⁾も多かったと思われ、もっと早く違憲状態が是正されるべきであったと思われる。改正は遅きに失した感すらあったのではないだろうか。日本国憲法のもとでは、性別を前提とする教育のほぼ一切が違憲ではないかと思われ、それは単に男女別学校の禁止や、男女別クラス編成の禁止にとどまるべきではないということをあらためて指摘しておきたい。

註

- 1) 野田元樹 (2017) 「国公立女子大学の合憲性を考えるー教育における性差別ー」『情報化社会・メディア研究』15 卷 39-46 ページ。
- 2) 前提となるアメリカの教育については、喜多村和之 (1992) 『アメリカの教育』弘文堂、アメリカ自由人権協会 (1990) 『生徒の権利』教育史料出版会など参照。
- 3) 加納孝代 (1994) 「アメリカにおける女子大学の存在意義の再確認のあゆみ」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』2 号 73-74 ページ。
- 4) 梅津順一 (1994) 「アメリカの高等教育における女子大学の位置」『青山学院女子短期大学総合研究所年報』2 号 81 ページ。
- 5) 内閣府男女共同参画局の資料 http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/ii_america/02.pdf など (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 6) 米国司法省ホームページ <https://www.justice.gov/crt/educational-opportunities-section> に簡潔な紹介がある (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 7) 事実関係の概要等については、Kerry Brian Melear, "Mississippi University for Women v. Hogan" <https://www.britannica.com/topic/Mississippi-University-for-Women-v-Hogan> や、United States Supreme Court, MISSISSIPPI UNIVERSITY FOR WOMEN v. HOGAN (1982), No. 81-406, Argued: March 22, 1982, Decided: July 1, 1982 <https://caselaw.findlaw.com/us-supreme-court/458/718.html> など (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 8) ミシシッピ州立女子大学の概要については、<https://www.muw.edu/> (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 9) アメリカ議会図書館のリサーチガイド <https://guides.loc.gov/14th-amendment> など参照 (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 10) 合理性の基準とは、法律の目的・手段が著しく不合理でない限り合憲とする基準である。明白性の原則と合理性の基準の使い分けには明確なルールはないとされている。
- 11) Craig v. Boren, 429 U.S. 190 (1976) の概要は、コーネル大学のサイト <https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/429/190> など参照 (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 12) アファーマティブ・アクションについては、スタンフォード大学により運営されるサイト「スタンフォード哲学百科事典」 <https://plato.stanford.edu/entries/affirmative-action/> など参照 (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 13) 判決原文から訳したもの。
- 14) 根本猛 (1996) 「性差別とライフスタイルの自由」『法経論集』67・68 号 215 ページから引用。
- 15) 合衆国最高裁のホームページ United States v. Virginia, 518 U.S. 515 (1996) <https://supreme.justia.com/cases/federal/us/518/515/> (2020 年 1 月 1 日確認)。
- 16) アメリカ合衆国教育省のサイト <https://www2.ed.gov/nclb/overview/intro/execsumm.pdf> (2020 年 1 月 1 日確認) や、日本の文部科学省のサイト https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2010/09/08/1297399_3.pdf (2020 年 1 月 1 日確認) など参照。
- 17) 米国議会図書館のサイト <https://www.loc.gov/rr/program/bib/ourdocs/plessy.html> (2020 年 1 月 1 日確認)。Plessy v. Ferguson 事件 (1896) などで問題となった。
- 18) コーネル大学のサイト <https://www.law.cornell.edu/supremecourt/text/347/483> (2020 年 1 月 1 日確認) や、松平光央 (1978) 『英米判例百選 I』有斐閣 137 ページ、毛利透 (1994) 「人種分離撤廃の現実と法理論 (二)」『國家學會雑誌』107 卷 7=8 号 1 ページ、21-26 ページなど参照。
- 19) 中間審査基準とは、いわゆる厳格な合理性の基準のことである。厳格な合理性の基準は、他の緩やかな規制では立法目的を十分達成できないときに限り合憲とする基準である。
- 20) 合理性の基準とは、法律の目的・手段が著しく不合理でない限り合憲とする基準である。これも、経済的自由権や社会権に積極目的規制がされる場合に適用される。
- 21) マーベリー対マディソン事件 (Marbury v. Madison, 5 U.S. 137 (1803)) は、アメリカ合衆国最高裁判所の判決で、世界で初めて違憲審査制 (司法審査制) を確立した事件である。丸山英二 (1990) 『入門アメリカ法』弘文堂など参照。
- 22) 例えば、野中俊彦 (2006) 『憲法 II』(第 4 版) 有斐閣 263 ページ参照。
- 23) 註 1 参照。
- 24) 「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。華族その他の貴族の制度は、これを認めない。栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」と定める。

- 25) 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と定める。
- 26) 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める。
- 27) 橋本紀子（1992）『男女共学制の史的研究』大月書店 379-380 ページによると、各県の高等学校において、学区の拡大に伴い、学校ごとの男女比に不均衡が生じ、男子クラス、女子クラスが多く登場したという。
- 28) 全日本中学校技術・家庭科研究会のサイトで、大まかな流れがつかめる。例えば、
http://www.ajgika.ne.jp/doc/history/b0_1.pdf、http://www.ajgika.ne.jp/doc/history/b0_2.pdf など（2020 年 1 月 1 日確認）。
- 29) 日本の外務省の公式サイトの訳 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S60-0215.pdf>（2020 年 1 月 1 日確認）。
- 30) 全日本中学校技術・家庭科研究会のサイト http://www.ajgika.ne.jp/doc/history/b0_5.pdf に学習項目がある（2020 年 1 月 1 日確認）。
- 31) 中学校では同一の取り扱いとなり、高等学校では性別にかかわらず、家庭科が選択必修科目となった。
- 32) 例えば日本弁護士連合会会長（当時）は「私は特に女権論者ではないが、高校家庭科が女子のみに必修であるのは明らかに憲法違反と思うし、この見解は日弁連の理事会で圧倒的多数で承認しました」（「毎日新聞」1981 年 3 月 18 日付）など。

